



平成29年 5月15日

各 位

会 社 名 株式会社東理ホールディングス
(コード番号 5856 東証第2部)
代表者名 代表取締役社長 福村 康廣
問合せ先 取締役 萩原 隆一
(TEL. 03-5524-7851)

訴訟の提起の決議に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社子会社である株式会社ウィッツが、以下のとおり、伊賀市に対し、損害賠償請求訴訟を提起することを決議しましたので、お知らせ致します。

記

1. 訴訟を提起する相手の概要

- (1) 名称
伊賀市
- (2) 所在地
三重県伊賀市上野丸之内 116 番地

2. 訴訟の内容

伊賀市に対する損害賠償請求
請求金額及び提起の時期につきましては、現在弁護士と協議中であります。

3. 訴訟に至るまでの経緯及び理由

株式会社ウィッツは、伊賀市において、構造改革特別区域法及び学校教育法等に基づき、株式会社立のウィッツ青山学園高等学校を設置し、伊賀市の指導に基づいて運営を続けてまいりました。

しかしながら、その過程で、株式会社ウィッツは、伊賀市から、通信制課程のスクーリングに関し、履修回復措置を行うことを指示され、また、平成28年4月以降の新年度入学生の新規募集を停止することなどの指示を受け、更には同校を廃止するなどの指導を受けました。

そのうえ、伊賀市で決定された後継学校法人に、同校を廃止の上、引継ぎせざるを得なくなった結果、伊賀市の指導による通信制課程のスクーリングに関し、履修回復措置を行った費用として54百万円及び新年度生の募集停止により授業料の大幅な減収などという損害を被りました。

そのため株式会社ウィッツは、かかる伊賀市の対応には看過し得ない違法性があると考え、このたび、訴訟を提起して、伊賀市による一連の指導等の実態を明らかにすると共に、同社に生じた損害の賠償を求めることとした次第であります。

4. 今後の見通し

訴訟の推移によっては、当社及び株式会社ウィッツの業績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点でその影響の有無・程度は予測不能のため、判明し次第、開示基準に従って速やかに開示致します。

以上